

こ政号外
令和2(2020)年4月17日

各認定こども園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

認定こども園における臨時休業等の措置について（依頼）

県の子ども・子育て支援行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、本県において新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年4月18日（土）から5月6日（水）までを期限として、県内全域において緊急事態措置を講じることとしました。

認定こども園に対する要請の内容は下記のとおりですので、必要な保育を確保していただくとともに、貴園内における感染拡大防止対策に努めてくださるよう御協力をよろしく申し上げます。

記

- 1 令和2年4月18日（土）から5月6日（水）までの間、1号認定園児については臨時休業を要請します。

ただし、保護者が医療に従事する方、社会機能を維持するために就業継続を求められる方（ライフラインの維持等）、ひとり親家庭など仕事を休むことが困難な方（以下、医療従事者等という。）に対する預かりサービスは提供されるよう要請します。

- 2 2号及び3号認定園児については、引き続き適切な感染症予防対策を講じた上で事業の継続を要請します。

また、家庭での対応が可能な利用者については、必要に応じて利用の自粛の要請を検討願います。

なお、貴園においては、保護者が医療従事者等である場合には必要な保育が確保されるよう要請します。

- 3 緊急事態措置に係る要請に基づき、業務の縮小や臨時休業が図られる場合においても、職員の業務は一定程度継続されることが想定されますので、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

こども政策課
子ども・子育て支援班
TEL:028-623-2064
FAX:028-623-3070